

平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 極 洋 代表者名 代表取締役社長 多 田 久 樹 (コード番号 1301 東証第一部) 問合せ先 企 画 部 長 木 山 修 一 (TEL. 03-5545-0703)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第93回 定時株主総会に株式併合に係る議案を付議し、併せて本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の一部変更を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもちまして、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日に開催予定の当社第 93 回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. (1)変更の理由」に記載の通り、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更 することに併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準 (5 万円以上 50 万円未満) とし、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式の併合 (10 株を 1 株に併合) を行うものです。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもちまして、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数等

| 株式併合前の発行済株式総数 | 109,282,837 株 |
|----------------|---------------|
| 株式併合により減少する株式数 | 98,354,554 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 10,928,283 株 |

(平成28年3月31日現在)

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前 の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合により減少する株主数

平成 28 年3月 31 日現在の当社株主名簿を前提とした、株主構成の割合

| 保有株式数 | 株主数 (割合) | 所有株式数 (割合) |
|--------|------------------|-------------------------|
| 10 株未満 | 329名 (0.94%) | 537 株 (0.00%) |
| 10 株以上 | 34,707名(99.06%) | 109,282,300 株 (100.00%) |
| 合 計 | 35,036名(100.00%) | 109,282,837 株 (100.00%) |

(注) 現在 10 株未満の株式を所有されている株主様は、その保有機会を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑤1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

平成 28 年 6 月 24 日に開催予定の当社第 93 回定時株主総会におきまして、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------|-------------------------------|
| (発行可能株式総数) | (発行可能株式総数) |
| 第5条 当会社の発行可能株式総数は | 第5条 当会社の発行可能株式総数は |
| 4億3,700万株とする。 | <u>4,370万</u> 株とする。 |
| (単元株式数) | (単元株式数) |
| 第7条 当会社の1単元の株式数は <u>1,000</u> 株 | 第7条 当会社の1単元の株式数は <u>100</u> 株 |
| とする。 | とする。 |

(3) 変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日に開催予定の当社第 93 回定時株主総会におきまして、株式併合に係る 議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

(1) 株主総会招集決定取締役会決議平成 28 年 5 月 9 日(2) 定時株主総会決議日平成 28 年 6 月 24 日 (予定)(3) 単元株式数変更の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定) ※

(4) 株式併合の効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) ※

(5) 発行可能株式総数変更の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定)(6) 定款の一部変更の効力発生日平成 28 年 10 月 1 日 (予定)

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

以 上

添付資料: (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

平成 28 年 6 月 24 日開催の当社定時株主総会におきまして議案として上程される予定の「株式併合の件」につきまして、株主の皆様によりご理解をいただくため、「単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A」をご用意いたしましたので、ご一読のほどお願い申し上げます。

Q1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、平成 28 年 10 月 1日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと致しました。一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことと致しました。

Q2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A2. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュールは以下の通りです。

平成 28 年 6 月 24 日 定時株主総会

平成 28 年 9 月 27 日 (予定) 1,000 株単位での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日 (予定) 100 株単位での売買開始日

平成 28 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力

発生日

平成 28 年 11 月上旬 (予定) 株主様へ株式併合割当通知発送

平成28年12月初旬(予定) 端数処分代金の支払開始

Q3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるからです。

Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数(1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 28 年

10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払致します(具体的なスケジュールは \mathbf{Q}_2 . のとおりです。)。

【議決権について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更(1,000 株から 100 株への変更)を行うため、各株主様の議決権は変わりません。 具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | |
|----|--------|------|--|
| | 所有株式 | 議決権数 | |
| 例1 | 2,000株 | 2個 | |
| 例2 | 1,200株 | 1個 | |
| 例3 | 555株 | なし | |
| 例4 | 7株 | なし | |



| | 効力発生後 | 生後 | |
|-------|-------|---------|--|
| 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 | |
| 200株 | 2個 | なし | |
| 120株 | 1個 | なし | |
| 55株 | なし | 0.5株 | |
| なし | なし | 0.7株 | |

- ・例2及び例3では単元未満株式(効力発生後において、例2は20株、例3は55株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増し又は買取り制度がご利用できます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分(例3は0.5株、例4は0.7株)につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払い致します。
- ・例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は 失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の 振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳し くはお取引の証券会社にお問い合わせください。

- Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。
- A5. 特段のお手続きの必要はございません。
- Q6.1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。
- A6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取りをご請求いただくことにより、 1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。

証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A7. 平成 29 年につきましては今回の単元株式数の変更及び株式併合を契機に見直しを検討しております。決定しましたらご案内させて頂きます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は、下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都江東区東砂町七丁目 10番 11号

三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部

電話:0120-232-711 (フリーダイヤル)